

「神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則」の改正について

1 改正の主旨

沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和 54 年法律第 25 号）に基づき、沿岸漁業者等の経営・操業状態の改善、漁労の安全確保、青年漁業者等の経営の基礎を形成するための資金を貸し付けるものであるが、国は、東日本大震災被災地域における農林水産関係インフラについて、原子力被災地域については当面の間、本格的な復興・再生に向けて、生活環境の整備や事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭に向けた取組等を引き続き進めることとしている。

この度、国が、東日本大震災の復旧・復興のための資金需要に引き続き適切に対応するため、融資対象期日を延長する改正を行ったことに伴い、神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則を改正する。

2 改正の概要

表第 1 備考中、東日本大震災等による影響を受けた者に対する特例の適用期間を 1 年延長する。

3 施行の時期

公布日と同日